

使用料の見直しに関する基本方針 及び改定基準

令和3年2月
鎌ヶ谷市

目 次

改定にあたり	P 1
1 趣旨	P 1
2 基本方針	P 2
3 使用料の算定	P 4
4 受益者負担割合の決定	P 5
5 地方公会計の活用（資産老朽化比率の推移）	P 6
6 利用者区分等による料金設定	P 7
7 減額・免除の考え方	P 7
8 その他	P 7
使用料の改定基準	P 9

（資料編）

改定にあたり

本市では、「公の施設に関する使用料の見直し方針及び改定基準（以下「方針」という。）」を平成19年10月に策定し、施設利用という特定したサービスの利益を受ける方には、税負担とは別に、受益に見合う応分の負担を求めるなどの基本的な考え方と改定の基準を示し、使用料の定期的な見直しを行ってきました。

現行の方針は、策定時に令和2年度までを対象としていたこと、策定から13年以上が経過し、経済情勢や本市を取り巻く環境は大きく変化していることから、全面的に改定することとしたものです。

1 趣旨

(1) 使用料の地方自治法上の位置づけ

普通地方公共団体は、行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができるかとされています。使用料は公の施設を利用することの対価という性質を帯びています。

地方自治法

(使用料)

第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

(行政財産の管理及び処分)

第238条の4

7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

(2) これまでの見直しの取り組み・現状の課題

平成19年10月に方針を策定し、これまで平成19年度、平成23年度、平成27年度及び令和元年度において方針に基づき見直しを実施しました。

(参考) 過去の見直しの実施状況

見直し実施年度	見直し結果	新料金反映
平成19年度	見直し実施（新料金設定）	平成20年度
平成22年度	見直し実施（見直し延長）	—
平成23年度	見直し実施（新料金設定見送り）	—
平成27年度	見直し実施（新料金設定見送り）	—
令和元年度	見直し実施（新料金設定見送り）	—

直近の令和元年度に行った第5回目の見直しは、方針に定めるコスト算入の考え方を踏まえ、施設ごとに平成28年度から平成30年度までの3年間の決算（総費用）

を積算したうえで、改定基準に基づき新たな使用料を算出し検討を進めましたが、稼働率の動向や使用料の実績を考慮し、新料金の設定を見送りました。

特に稼働率については、方針において目標値を全ての施設で50%としているものの、令和元年度に目標を達成した施設は、全109施設・室のうち7施設・室で、目標値を大きく下回っていることから、利用を促進させなければならない状況です。

また、使用料を取り巻く環境においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響、施設整備や大規模改造費用の償却、消費税（内税）の転嫁などの課題があります。

そのため、使用料は、基本方針を定め、統一的な算定方法により見直しを行い、公平性や透明性を確保していく必要があります。

2 基本方針

使用料の見直しや設定について、以下の4つの基本方針を定めることとします。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 受益者負担の原則及び適正化2 算定方法の明確化3 定期的な見直しの実施4 サービスの充実、利用者拡大施策、施設管理・運営コストの縮減の実施 |
|--|

（1） 受益者負担の原則及び適正化

特定の利用者に限ってサービスの提供を受けるような場合には、「利用者」と「利用しない人」との負担の公平の観点から、利用者に費用負担を求めることとします。

また、使用料は、できるだけ安価であることが望まれますが、行政サービスの水準を確保するためには、利用者に応分の負担が求められることから、受益者負担の原則及びその適正化を図ります。

（2） 算定方法の明確化

公共と民間との役割分担や民間等における類似サービスの状況、市の施策との整合性を踏まえ、適正な水準を設定します。

また、応分の負担を求める受益者や市民の方にわかりやすく説明できるよう算出方法を明確にし、透明性を確保します。

（3） 定期的な見直しの実施

使用料の見直しは、利用者の混乱や事務の煩雑化を避けるため原則として3年ごとに定期的な見直しを行うこととします。

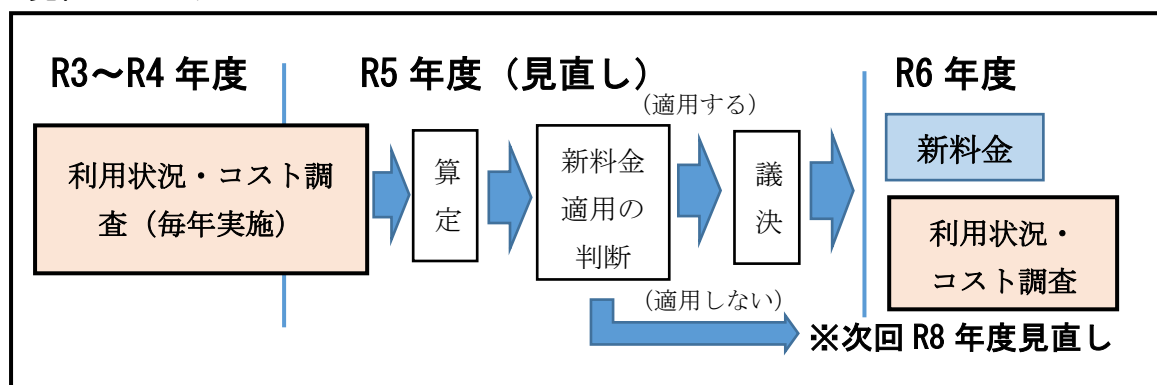
施設の利用状況やコスト計算（維持管理費）は、毎年度の決算額が確定次第速やかに調査・算定することとし、常にその検証、同種施設との比較などを行うこととします。

また、施設の利用状況及びコスト計算の検証・比較の結果や、経済情勢・財政状況などの変化により、使用料を見直す必要があるときは、随時個別に見直すこととします。

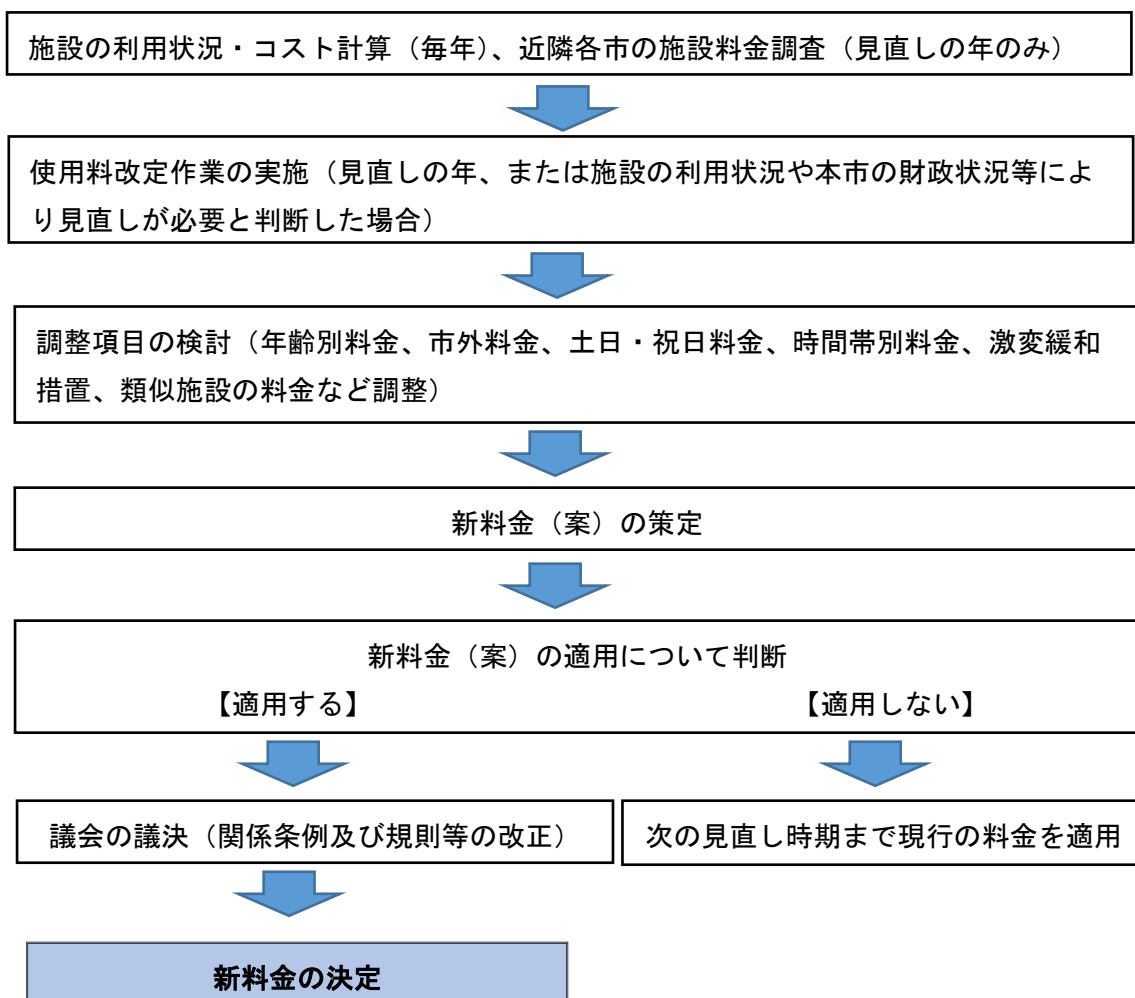
なお、過去の見直しでは、主に稼働率50%を達成した施設が少ないことから、新料金の設定を見送ってきましたが、対象となる施設の3分の1程度が稼働率50%を達成した場合には、料金の改定について検討を行うこととします。

また、使用料の見直しは、経常的な収入の確保という目的もあることから、「財政健全化計画」に定める目標の過半数が達成できている場合にも料金の改定について検討を行うこととします。

<見直しサイクルのイメージ>



<使用料の改定の手順>



(4) サービスの充実、利用者拡大施策、施設管理・運営コストの縮減の実施

ア サービスの充実、利用者拡大施策の実施

施設の稼働率向上を図るとともに、以下の検討を行うものとします。

- | |
|--|
| 1 資産老朽化比率を考慮し、大規模改修に備え、公共施設整備基金への積み立てを検討 |
| 2 使用料を施設修繕や設備充実に充当 |
| 3 定期券、割引券などの設定を検討 |
| 4 営利目的利用制限緩和の検討 |

※資産老朽化比率とは、有形固定資産のうち償却資産について、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを示す指標です。

イ 施設管理・運営コストの縮減

施設の維持管理等に要する費用が料金原価となることから、より高品質なサービスを低廉に提供するため、継続的に事業の見直しを行い、効率的な事業運営によるコスト縮減を図ります。

3 使用料の算定

(1) 対象施設

公の施設の利用を受けるサービスを対象とし、下表の場合は別途定められた基準等により使用料を設定することとし、見直しの対象外とします。

項目	対象外の理由
道路占用料、河川占用料、公園占用料	法令や通達による算定方法に準ずるものであって、独自の算定方法があるため。
下水道使用料	独立採算制による事業を支援しており、独自の算定方法があるため。
行政財産使用料	独自の算定方法があるため。
市営住宅使用料・駐車場使用料	市営住宅使用料に合わせた積算方法とするため。

(2) 算定方法

ア 算出方法

使用料の算出方法は、「利用する市民」と「利用していない市民」が相互に理解するとともに、わかりやすいルールで運用していく必要があります。

このことから、算出方法を次のとおり示すとともに、積極的に公表していくものとします。

① 部屋貸しの場合

$$1 \quad 1 \text{時間当たりの} 1 \text{m}^2 \text{単価} = \text{ア} \div \text{イ} \div (\text{ウ} \times \text{エ}) \times \text{オ}$$

ア 総コスト（下記「イ 総コスト」参照）を算出

イ 延べ床面積

ウ 年間利用可能時間（開館日数×1日の開館時間）

エ 稼働率

オ 受益者負担割合

$$2 \quad \text{使用料} = 1 \text{時間当たりの} 1 \text{m}^2 \text{単価} \times \text{各部屋の延べ床面積}$$

② 個人利用施設の場合（例：市民体育館トレーニングルームなど）

$$\text{使用料} = \text{ア} \div \text{イ} \times \text{ウ}$$

ア 総コスト（施設整備コスト及び維持管理コスト）を算出

イ 3年間の利用人数実績の1年間平均を算出

ウ 受益者負担割合

イ 総コスト

総コストは、「人にかかるコスト」及び「物にかかるコスト」を算入します。なお、具体的な内容は、資料編に定めるものとします。

① 人にかかるコスト

人件費

② 物にかかるコスト

物件費、維持管理費、補助費等、減価償却費

ウ 稼働率

当該割合が施設としての必要性を示すものであるため、目標数値として一律50%とします。

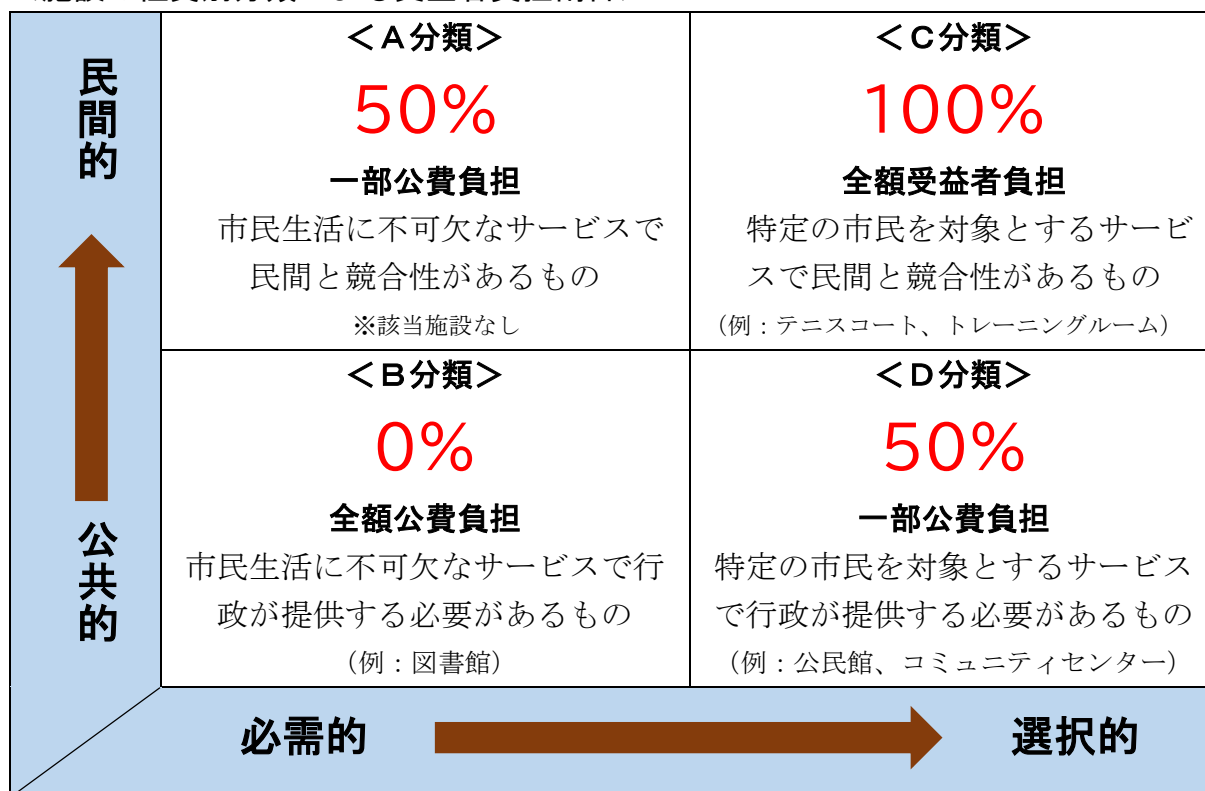
4 受益者負担割合の決定

(1) 施設の性質別分類による受益者負担割合

民間による提供が難しいもの（道路、公園など）から、特定の人を利用し、民間でも提供できるもの（運動場、駐車場など）まで様々です。

このような公共施設の性質の違いを考慮した上で、施設を以下の図のとおり分類し、施設ごとにサービスを利用する人（受益者）が負担する割合（受益者負担割合）を定め、公平で適正な使用料を設定します。

＜施設の性質別分類による受益者負担割合＞



＜留意点＞

- ① 受益者負担割合は、概ね図のとおりとしますが、利用者の範囲、民間との競合性、地域性などを総合的に判断したうえで変更することを可能とします。
- ② 同一施設において、提供するサービスの性質が異なる部屋が混在する場合は、部屋ごとに受益者負担割合を設定することを可能とします。

(2) 施設ごとの負担割合表 (例)

No.	施設名等	分類	受益者負担割合
1	コミュニティセンター (目的利用)	D	50%
2	コミュニティセンター (目的外利用)	C	100%
3	公民館 (目的利用)	D	50%
4	公民館 (目的外利用)	C	100%
5	体育施設 (目的利用)	D	50%
6	体育施設 (目的外利用)	C	100%

見直しの対象となる施設の受益者負担割合を資料編に掲載しています。

5 地方公会計の活用 (資産老朽化比率の推移)

資産老朽化比率が上昇している施設は、将来的に大規模改修などが控えている可能性があります。今後、施設を維持するための財源を確保する必要が生じるため、稼働状況を調査する際に各施設の老朽化比率 (数値が高いほど老朽化が進んでいます。) を算定し、使用料見直しの際の参考とします。

	平成29年度	平成30年度
資産老朽化比率	60.3%	61.5%

※平成30年度鎌ヶ谷市財務書類（統一的な基準）より

6 利用者区分等による料金設定

(1) 年齢等による利用者区分

算定した使用料は、以下の利用者区分等により、料金に差を設けることができるものとします。

なお、設定するかどうかは、利用状況等に応じて施設ごとに決定することとします。

利用者区分ごとの一般料金に対する割合（例）	
一般	100%
幼児	25%
小・中学生	50%
高校生	75%
高齢者（65歳以上）	75%
市外・目的外利用	150%

(2) 土日・祝日及び時間帯による料金設定

施設の利用状況から、土日・祝日や一定の時間帯に利用が集中する場合は、利用の均等化を図るため、必要に応じて土日・祝日料金や時間帯別の料金を設定できるものとします。

なお、設定するかどうか、またその設定金額については、施設ごとに決定するものとします。

7 減額・免除の考え方

使用料は、利用者にとって一定の負担を求めるものであるため、基本的にはすべての利用者に対して等しく扱うことが原則ですが、「障害者基本法」の規定を踏まえた障がい者（障がい者団体を含む）に対する減免など、必要に応じて、その減免について定めることとし、その取扱いは、施設ごとに決定することとします。

8 その他

(1) 指定管理者制度を導入している施設

指定管理者制度を導入している施設についても、この基本方針に基づき、使用料の見直しを行うものとします。ただし、指定管理期間中における料金改定は、事業計画に影響を及ぼす可能性があるため、指定管理者の更新の際に反映できるよう見直しを行うこととします。

(2) 消費税の適正転嫁

行政（市）が市民に提供するサービスには、民間事業者と同様に経費が伴い、その経費には当然ながら消費税が含まれていること、また、受益者負担の原則からも、消費税の課税対象となる経費には、相応の消費税分を適正に転嫁するものとします。

使用料の改定基準

(1) 改定額の単位

使用料の単位は、収受事務の効率化を図るものとしませんが、50円単位とします。

(2) 改定対象

理論上の適正価格と現行の料金を比較し、概ね20%以上の乖離が生じているものを改定の対象とします。

(3) 激変緩和措置

使用料を算定した結果、現行の使用料を大幅に上回る事となる場合、利用者の負担が急激に増加し、結果として施設の利用率の低下を招く恐れがあることや、現行の使用料を大幅に下回る事となる場合、近隣自治体や民間施設との不均衡が生じ、利用者の混乱を招く恐れがあります。

このため、激変緩和措置として、以下により改定額を決定するものとしします。

- ① 改定額が現行料金を上回る場合、概ね2倍を上限とすること。
- ② 改定額が現行料金を下回る場合、概ね0.5倍を下限とすること。
- ③ 改定額と現行料金との差額は、概ね1,000円を超えないこと。

(4) 市外割増・営利割増の設定

市外の方が公共施設を利用した場合や営利・宣伝目的のため施設を利用した場合の使用料について、割り増すことができることとします。

これらの割り増しについては、現在の利用状況や稼働率などを考慮したうえで慎重に検討することとします。

(5) 類似施設の料金との調整

民間施設（サービス）及び近隣市の料金と格差が生じる場合は、料金設定の調整を行うものとしします。

なお、見直しを実施する際の参考とする近隣市は次のとおりとします。

- ①市川市 ②船橋市 ③松戸市 ④野田市 ⑤習志野市 ⑥柏市 ⑦流山市 ⑧八千代市
⑨我孫子市 ⑩白井市

(6) 学習センター等の改定額の算出方法

学習センター等、コミュニティセンター及びコミュニティルームは、職員の有無などによって、総コストが異なるため、施設区分ごとに単価平均を算出します。

また、各学習センター調理室、生涯学習推進センター研修室（パソコン）及び東部学習センター音楽室など、特別な用途に用いられる施設については、別途算出します。

なお、具体的な算出方法は、改定額の算出において決定します。

(資料編)

1 総コストに関する考え方

コスト計算の算入項目は、「人にかかるコスト」及び「物にかかるコスト」とし、見直しを検討する年度を基準として、過去3年間の平均額とします。

(1) 人にかかるコスト

人件費

人件費は、毎年4月1日現在で算出した「地方公務員給与実態調査」の一人あたりの支給額で算出する方法により算出します。

① 給料

全職員の一人あたりの支給月額を基礎数値とし、次のとおり算出します。

再任用職員や会計年度任用職員が配置されている場合は、それぞれの一人あたりの支給月額を基礎数値とします。

算出方法

一人あたりの支給月額 × 4月1日現在の配置人数 × 12ヶ月

給料（月額）

	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
項目	再任用職員以外	再任用職員	再任用職員以外	再任用職員	再任用職員以外	再任用職員
金額	306,900円	254,400円	303,800円	254,800円	301,500円	275,900円

② 職員手当

職員手当については、基礎的な手当である次の職員手当の一人あたりの支給月額または支給年額を基礎数値とし、算出方法は給料と同様とします。

再任用職員や会計年度任用職員の取り扱いについても同様とします。

(ア) 地域手当（月額）

	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
項目	再任用職員以外	再任用職員	再任用職員以外	再任用職員	再任用職員以外	再任用職員
金額	24,600円	19,100円	24,400円	19,100円	24,200円	20,700円

(イ) 期末手当 (年額)

	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
項目	再任用職員以外	再任用職員	再任用職員以外	再任用職員	再任用職員以外	再任用職員
金額	959,600円	424,300円	951,500円	425,000円	938,900円	425,600円

(ウ) 勤勉手当 (年額)

	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
項目	再任用職員以外	再任用職員	再任用職員以外	再任用職員	再任用職員以外	再任用職員
金額	620,300円	234,100円	654,100円	251,400円	663,300円	266,100円

③ 共済費

共済費は、個別に算出していないため、次のとおり給料に対する平均割合で算出します。

再任用職員や会計年度任用職員の取り扱いについても同様とします。

④ その他

指定管理料、人材派遣委託などは、人件費ではなく、物件費とします。

(2) 物にかかるコスト

物件費

物件費は、維持補修費（修繕料）、補助費等（報償費や補助金）や普通建設事業費（改修に伴う設計委託料や工事請負費）を除いた支出科目とします。

維持管理費

維持管理費は、原則として施設の維持補修に係る修繕料とします。

補助費等

補助費等は、報償費や補助金など各種負担金とします。

普通建設事業費（減価償却費）

施設整備費及び大規模改修費は、次のとおり算入します。

① 対象経費

原則として、施設を整備及び改修するためのすべての経費を含めることとし、用地購入費に関しては、算入しないこととする。

また、対象経費から特定財源の国庫支出金、県支出金等を控除するものとする。

② 算入期間

普通建設事業費の算入方法は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令 別表第1（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）」を根拠として、次の区分を参考に耐用年数を定め、減価償却費を定額法の例により算入することとする。

区分	耐用年数
公民館（鉄筋コンクリート）	50年
野球場、陸上競技場、その他のスポーツ場の土木施設	30年
電気設備（照明設備を含む。）	15年
冷暖房設備	15年
給排水設備	15年
衛生設備	15年

③ 算出方法

事例

令和元年4月1日 総事業費15億円で公民館を建設した。

財源内訳：国庫支出金3億円、県支出金1億円、市債8億円、一般財源3億円
1年間あたりの減価償却費は、次のとおり算出する。

1.1億円（市債8億円＋一般財源3億円）÷50年間＝0.22億円
⇒減価償却費の22,000千円は、令和元年度～令和50年度までのコストに算入することとなる。

（3） 算出基礎データ

稼働率

稼働率（稼働時間割合）は、当該割合が低いと使用料の徴収額も少なくなります。さらに、当該割合が施設としての必要性を示すものであるため、目標数値として一律50%とします。

受益者負担割合

施設を「利用する人」と「利用しない人」との負担の公平の観点から、施設ごとにサービスを利用する人（受益者）が負担する割合（受益者負担割合）を以下のとおり設定します。

No.	施設名等	分類	受益者負担割合
1	コミュニティセンター（目的利用）	D	50%
2	コミュニティセンター（目的外利用）	C	100%
3	公民館・生涯学習推進センター（目的利用）	D	50%
4	公民館・生涯学習推進センター（目的外利用）	C	100%
5	体育施設（目的利用）	D	50%
6	体育施設（目的外利用）	C	100%
7	電動用電気自動車（市制記念公園）	C	100%
8	社会福祉センター	D	50%
9	市民会館	D	50%
10	コミュニティルーム	D	50%
11	中央地区学習等供用施設	D	50%
12	郷土資料館	D	50%
13	図書館	B	0%
14	軽井沢地区集会所	B	0%